

データセンター南砺キャンパス第1フェーズ1-1開設に関する三者協定書

西太美地域づくり協議会（以下「甲」という。）、南砺市（以下「乙」という。）及び GigaStream 富山株式会社（以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「本当事者」という。）は、乙及び丙が南砺市西太美地区の旧里山野外緑地広場、旧里山体育館等を中心とした約13ヘクタールにおいて計画する300メガワット程度のデータセンターを、南砺キャンパス第1フェーズ1-1（以下「南砺キャンパス」という。）とし、開設及び運営事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、丙が本事業を推進するにあたり、本当事者が相互に緊密な連携を図り、生活及び自然環境保全、防災、地域貢献等に関して適切な運用ルールを定めることにより、地域住民の安全・安心を確保し、地域と共生する持続可能な環境を構築することを目的とする。

第2条（本協定の有効期間）

本協定は、丙が本事業を終了するまでの期間に限り有効とする。なお、丙は、本事業の終了を判断するにあたり、事前に乙と協議するものとする。

第3条（三者の役割等）

1. 本当事者は、第1条の目的を達成するため、それぞれ次項以下記載の役割を担うものとする。
2. 甲の役割は次の各号のとおりとする。
 - (1) 本事業及び南砺市西太美地区を含む地域の振興策（以下総称して「本事業等」という。）について、南砺市西太美地区の住民（以下「西太美住民」という。）と協議し、西太美住民の意見及び要望等を集約すること。
 - (2) 前号に基づき集約した意見及び要望等を、乙及び丙に提供すること。
 - (3) 本事業等に関する西太美住民と乙及び丙との間の協議に際して、西太美住民を代表し、西太美住民の唯一の対外的窓口として、乙及び丙と協議すること。
 - (4) 本事業等に関して西太美住民の一部が甲とは別に活動し、甲以外と協議する必要性が乙又は丙に生じた場合、甲は、当該住民を含む西太美住民と乙及び丙との窓口を甲に一本化することに向けて、調整を図ること。
 - (5) 南砺キャンパスの安全かつ円滑な運営に協力すること。
3. 乙の役割は次の各号のとおりとする。
 - (1) 本当事者間と相互に緊密な連携を図り、生活及び自然環境保全、防災、地域貢献等に関して適切な運用ルールを定め、地域住民の安全・安心を確保し、地域と共生する持続可能な環境を構築できるよう最大限努めること。

- (2) 本当事者間の調整役を担い、関係法令に基づき適切な指導（行政指導を含む）を行うこと。
 - (3) 本事業等が南砺市全域の地域社会に与える影響を総合的に評価し、地域経済の活性化と南砺市民の暮らしの向上に資するよう努めること。
 - (4) 本事業において別紙 1 に定める環境調査結果を公表すること。
 - (5) 事業内容については出来るかぎり公表に努めること。
4. 丙の役割は次の各号のとおりとする。
- (1) 南砺キャンパスにおいてデータセンター（付随関連する施設を含む）の建設及び運営事業（以下「DC 事業」という。）を行う事業者（以下「DC 事業者」という。）を募集すること（本協定に理解を有する事業者が DC 事業者として選定されるよう努めるものとする）。なお、本号は丙が自ら DC 事業の全部または一部を遂行することを妨げない。
 - (2) 本事業に際して、地域住民の生活環境に配慮するよう努めること。
 - (3) DC 事業者に対して、地域住民の生活環境に配慮して DC 事業を遂行するよう強く要請すること。
 - (4) 地域住民から本事業への理解が得られるよう努めること。
 - (5) 南砺キャンパスを中心とした地域振興策を検討すること。
 - (6) 本事業に関する適度な情報公開に努めること。
 - (7) 甲から提供された本事業等に関する意見及び要望等を DC 事業者提供すること。
5. 本当事者は、DC 事業に起因または関連する責任は DC 事業者が負担するものであることを相互に確認する。

第 4 条（工事計画の事前説明）

- 1. 丙は、本事業のための工事に着手する前に、工事計画の概要（工期、調整池整備による排水対策を含む工事内容、造成工事期間中の大雨時の対策及び水質管理、車両経路、作業時間、騒音・振動対策、安全管理体制等）について、甲の協力のもと、西太美住民に対する説明会を開催し、十分な情報提供を行う。
- 2. 丙は、工期や排水対策を含む工事内容に大幅な変更が生じる場合は、変更内容について、甲、乙との協議のもと、西太美住民に対する説明会の開催若しくは西太美住民へ変更内容の配布など十分な情報提供を行う。
- 3. 甲は、前項に基づき丙が提供した情報に対する西太美住民の意見を集約し、乙または丙の要請に応じて、乙及び丙に提供する。
- 4. 丙は、甲から提供された意見を合理的な範囲で工事計画に反映させるよう努力し、その結果を甲に対して説明する。

第 5 条（工事車両の運用）

- 1. 丙は、工事車両の運行ルート、時間帯、速度について、甲及び乙と協議し、西太美住民

の安全を第一とし、生活環境への影響を最小限にするよう努める。特に、通学路や交通量の多い時間帯における通行については、通学路の回避や交通整理員の配置などに配慮する。

2. 丙は、車両の清掃、積載物の飛散防止、過積載の防止など、交通安全及び環境保全対策を起用する業者に徹底するよう努める。

第6条（排水・騒音・排熱（気温）・電磁波対策）

1. 丙は、南砺キャンパスに冷却設備や非常用発電設備等が設置される場合、当該設備等から発生する騒音・排熱（気温）・電磁波が、西太美住民の生活環境及び西太美地区の自然環境に影響を及ぼさないよう環境基準の遵守及び測定数値の把握・管理に努める。
2. 丙は、サーバー機器の冷却に関する設備及びサーバー機器の冷却に水を使用する場合の排水処理方法について甲、乙に説明するとともに、西太美住民の生活環境及び西太美地区の自然環境に影響を及ぼさないよう環境基準の遵守及び測定数値の把握・管理に努める。
3. 丙は、乙の監督のもと、前項の設備等から発生する騒音等による西太美住民の生活環境への影響が想定計画の範囲内であるか、水質、騒音、排熱（気温）、電磁波の4項目について別紙1に定める内容を基本として測定を行うものとする。なお、甲が4項目以外の測定項目や別紙1に定める測定内容に変更を求める場合は、乙及び丙と協議の上、別紙1に追加又は削除する。
4. 丙は、測定結果について、10年間保管するものとする。
5. 丙は、前項の測定結果を都度、甲及び乙へ報告するものとする。
6. 乙は、丙により報告された測定結果を市ホームページにて公表するものとする。

第7条（非常用発電機と燃料）

1. 丙は、自ら非常用発電機を設置する場合、当該発電機の稼働時における騒音、排気ガスについて、環境基準を遵守するとともに、周辺環境への影響を低減させるよう努める。
2. 丙は、南砺キャンパス内の燃料の保管・管理について、消防法等の関係法令を遵守し、安全対策講じることをDC事業者三要請する。
3. 丙は、DC事業者が非常用発電機の試運転を実施する際、DC事業者から当該試運転の情報提供を受けた後、速やかに甲及び乙に通知する。

第8条（景観への配慮）

1. 丙は、丙が管理するキャンパス内の植栽、緑化及び夜間照明について、近隣自然の景観及び住民環境への配慮に努める。
2. 丙は、DC事業者に対し、DC事業者が管理する施設の外観、色彩、夜間照明、植栽及び緑化について、西太美地区の豊かな自然景観及び居住環境と調和させるよう要請する。

第9条（廃棄物処理）

丙は、本事業に際して、関係法令を遵守し、廃棄物の適正な分別及び処理、減量化及びリサイクルを推進する。

第10条（緊急時の協力体制）

1. 本当事者は、火災、地震、豪雨等の災害発生時において、地域住民の安全確保を優先する体制を整備し、緊急連絡体制を構築し、互いに共有するものとする。また、避難場所の提供、物資支援等、可能な範囲での協力を行うものとする。
2. 本当事者は、本事業のための工事着手後、年一回以上の頻度で、前項で定めた緊急連絡体制が適切に稼働するかどうかの確認のためのテストを実施する。

第11条（平時の連絡体制）

1. 本当事者は、迅速かつ誠実に対応するための窓口となる担当者を選任し、当該担当者の氏名及び連絡先を互いに通知し、当該担当者を変更した場合、速やかに本協定の他の当事者に変更後の担当者の氏名及び連絡先を通知する。
2. 丙は、本事業に関する甲からの問い合わせに対して、DC事業者と協力して誠意を持って遅滞なく対応する。

第12条（地域との共生）

1. 丙は、地域社会の一員であることを自覚し、地元の伝統行事、祭礼、清掃活動等の地域行事及び防災訓練等に対し、積極的な参加及び交流・連携に努めるとともにDC事業者に対しても要請するものとする。
2. 丙は、西太美住民の南砺キャンパスに関する理解を深めるため、必要に応じて南砺キャンパス敷地内の見学会の実施を検討するとともに、データセンターの役割、安全性に関する情報提供を行う。
3. 丙は、（仮称）西太美将来基金への積極的な参加・協賛に努める。
4. 丙は、IT教育やデジタル技術の普及のため、甲及び乙と連携し、地域の子どもたちへの学習機会の提供、南砺キャンパス敷地内の見学会の実施に努める。
5. 本当事者は、前項に基づく南砺キャンパス敷地内見学会に際して、情報漏洩防止の観点から、DC事業者が管理運営する建物内に立ち入ることができないことを確認する。

第13条（乙による監督）

1. 乙は、本事業に関し周辺環境への影響が懸念されると判断した場合、丙に対して報告を求め、または必要に応じて現地調査を行うことができ、丙はその権限上可能な範囲内で、乙による調査に全面的に協力する。

2. 乙は、本事業が本協定または環境基準に抵触すると認める場合、丙に対して是正措置を命じる等の強力な行政指導を行い、改善が確認されるまで継続的に監視を行うものとする。

第14条（定期協議会の設置）

本当事者は、本協定の円滑な運用及び本当事者間の情報共有、意見交換のため、本事業のための工事着手時から南砺キャンパスの運営期間中を通じて、定期的に協議会を開催する。

第15条（協定の変更及び更新）

1. 本協定の締結後、社会情勢の変化、関係法令の改正、または南砺キャンパスの運営に伴う予期せぬ問題が生じた場合、本当事者は速やかに協議を行い、書面による合意をもって本協定の内容を変更、追加または削除することができる。
2. 前項の協議において、本当事者が特定の事項について新たなルールを合意して定めた場合は、本協定に付随する覚書を締結し、本協定と一体のものとして運用するものとする。

第16条（協議事項）

本協定に定めのない事項、または本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、本当事者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各本当事者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年6月24日

(甲) 富山県南砺市才川七1744-3

西太美地域づくり協議会

会 長 山下 透 印

(乙) 富山県南砺市荒木1550

南砺市長 田中 幹夫 印

(丙) 富山県南砺市本町一丁目16

G i g a S t r e a m富山株式会社

代表取締役 ダニエル・コックス 印

第3条第3項の4及び第6条第3項による測定項目及び内容

■水質

- ・測定方法・・・環境計量証明事業所による水質測定
- ・測定頻度・・・月1回
- ・測定地域・・・南砺キャンパス、野地、才川七1区、小二又

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準項目

■騒音

- ・測定方法・・・環境計量証明事業所による騒音測定、昼間及び夜間にて測定
- ・測定頻度・・・月1回
- ・測定地域・・・南砺キャンパス2カ所、野地、小院瀬見、小二又、太美

環境基準地域類型（A及びB）

■排熱（気温）

- ・測定方法・・・環境計量証明事業所による気温測定、地上から約1.5m高にて測定
- ・測定頻度・・・月1回
- ・測定地域・・・南砺キャンパス2カ所、野地、小院瀬見、才川七1区、小二又、太美

通風乾湿計（携帯型）

■電磁波

- ・測定方法・・・低周波電磁波測定、PSEマーク認定製品にて測定
- ・測定頻度・・・月1回
- ・測定地域・・・南砺キャンパス2カ所、野地、小院瀬見

磁束密度 μT にて表記

■生態系調査

- ・調査方法、調査頻度、調査地域などの内容については別途協議により実施する。